

「警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則案」に対する意見の募集について

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第61号）により、資金決済に関する法律（平成23年法律第25号）が改正され、電子決済手段等取引業及び為替取引分析業の2つの業種に関する規定が新設されたことを踏まえ、警察庁では、

- ・ 電子決済手段等取引業の登録義務違反等
- ・ 為替取引分析業の無許可営業等

に当たる行為を暴力的不法行為等に追加すること等を内容とする「警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則案」について検討しています。

その内容は別紙のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は、次のとおりです。

意見提出先	インターネット	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム</li><li>・ 電子メール (yokenkisoku@npa. go. jp)</li></ul> ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。 ※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課 企画・法令係 パブリックコメント担当
	FAX	03-3580-9637 ※ 1枚目に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。
意見提出期間	令和5年4月7日（金）から 令和5年5月6日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じて公表する可能性があります。

## 1 命令等の題名

警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則

## 2 改正の対象となる国家公安委員会規則（根拠法）

- (1) 警備業の要件に関する規則（警備業法）
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）
- (4) 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（銃砲刀剣類所持等取締法）
- (5) 古物営業法施行規則（古物営業法）
- (6) 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律）
- (7) 確認事務の委託の手續等に関する規則（道路交通法）

(1)、(2)及び(4)から(7)までにおいては、「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」を定め、各法律において、これらの行為を行うおそれのある者であることを認定、許可又は登録の欠格事由としている。また、(3)においては、「暴力的不法行為等」を定め、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律において、これらの行為に係る犯罪経歴の保有者が一定以上の割合を占めることを指定暴力団の指定要件の一つとするなどしている。

## 3 改正の概要

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第61号）により、資金決済に関する法律（平成23年法律第25号）が改正され、

- ・ 電子決済手段等取引業の登録義務違反等に対する罰則規定（第107条第2号、同条第8号、同条第9号、第112条第2号及び第114条第1号）
- ・ 為替取引分析業の無許可営業等に対する罰則規定（第107条第14号、同条第15号、同条第17号、第109条第11号及び第114条第7号）

が新設されたことを踏まえ、これらの罪に当たる行為を、2に掲げる国家公安委員会規則において、「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」（2(1)、(2)及び(4)から(7)まで）及び「暴力的不法行為等」（2(3))に追加するもの。

## 4 施行期日

令和5年6月1日（木）（予定）